⑶　作業内容等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期間　契約締結日から平成27年２月27日まで
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　入札金額は一切の諸経費を含む総価とする。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和38年６月26日付け38会第391号）により、平成25・26・27年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
⑷　経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
⑸　入札説明書の交付を受けた者であること。

３　入札者に求められる義務
この一般競争に参加を希望する者は、経済産業省資源エネルギー庁が交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。また、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した適合証明書は経済産業省資源エネルギー庁において適合審査を行うものとし、採用しうると判断した適合証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

４　契約条項を示す場所等
⑴　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8931 東京都千代田区霞が関一丁目３番１号　経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課　永田　令子、渡辺ゆきえ　電話03―3501―9726（ダイヤルイン）
⑵　入札説明会の日時及び場所　平成26年５月23日13時30分　経済産業省別館５階523会議室
⑶　適合証明書等の提出期限及び提出先　平成26年７月７日17時00分　経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課省エネルギー対策業務室（経済産業省別館５階508号室）適合証明書の提出は郵送も可とする。ただし、７月７日17時00分必着のこと。
⑷　入札及び開札の日時及び場所　平成26年７月14日14時00分　経済産業省別館５階523会議室
※開札は入札終了後直ちに行う。

５　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　全額免除
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、価格の最も低い者を落札者とすることがある。
⑹　詳細は入札説明書による。

６　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yuji Iida, Director of General Policy Division, Commissioner's Secretariat, Agency for Natural Resources and Energy, Ministry of Economy, Trade and Industry (METI)
⑵　Classification of the service to be procured : 71, 27
⑶　Nature of the service to be procured : Development and supply of support software for generating Annual Report on the Energy Concervation Law
⑷　Execution period : From the date of contract until February 28, 2015.
⑸　Delivery place : As in the tender documentation.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Meanwhile, minors, persons under conservatorship or persons under assistance who have obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;
②　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ;
③　Have Grade "A", "B" or "C" on "offer of services etc." in terms of the qualification for participating in tenders by METI (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015 ;
④　Not being suspended from transactions by request of the officials in charge of contract or subsidy ;
⑤　Have recieved the tender documentation ;
⑺　Time-limit for submission of verification documents : 17 : 00, July 7, 2014
⑻　Contact point for the notice : Reiko Nagata (Ms.) or Yukie Watanabe (Ms.), Energy Effciency and Conservation Division, Agency for Natural Resources and Energy, Ministry of Economy, Trade and Industry, 1―3―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8931 Japan. Phone : ＋81―3―3501―9726

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年５月16日
支出負担行為担当官
中小企業庁長官官房参事官　三又　裕生
◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13

１　調達内容
⑴　品目分類番号　71
⑵　購入等件名及び数量
平成26年度消費税の転嫁拒否等に関する調査に係る調査回答入力等作業　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　納入期限　平成27年３月31日
⑸　納入場所　中小企業庁事業環境部消費税転嫁対策室
⑹　入札方法　入札金額は、平成26年度消費税の転嫁拒否等に関する調査に係る調査回答入力等作業に関する単価を記載すること。（小数点以下を含むことが出来る。）
落札の決定は、当庁が提示する各作業の予定数量に入札金額（各単価）を乗じて得た総価（当該金額に１円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）で行うので、当該総価を上記の単価に併せて記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。